

事務連絡
令和3年10月1日

地区薬剤師会
学校薬剤師担当者様

公益社団法人 東京都薬剤師会

写しの通り、日本薬剤師会より通知がありましたので、貴会会員学校薬剤師をはじめとする関係者への周知をよろしくお願ひいたします。

(写)

日薬業発第227号
令和3年9月28日

都道府県薬剤師会
学校薬剤師担当役員 殿

日本薬剤師会
担当副会長 田尻 泰典

新型コロナウイルス感染症への対応について（学校薬剤師編：その18）
～抗原簡易キットの活用の手引き等の更新～

平素より本会学校薬剤師部会活動にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、文部科学省は、教職員が使用することを基本的に想定し、幼稚園、小学校及び中学校等へ同感染症に関する抗原定性検査を迅速かつ簡易に実施するための抗原簡易キットを配布していますが、この度、キットに関する教育委員会宛ての事務連絡について情報共有がありましたのでご案内いたします。本事務連絡は9月2日に教育委員会宛て発出されたものです。その時点ではキットの活用は学校医との連携による実施を想定しており、学校薬剤師の関与が想定されていませんでしたが、その後、学校薬剤師からキットに関する問い合わせを受けたことにより、本会にもお知らせいただいたものです。

また、9月2日の事務連絡発出後に、同事務連絡の別紙1～4のうち、「小学校及び中学校等における抗原簡易キットの活用の手引き」及び「児童生徒が使用する際の留意事項」について一部文言の修正を行い、教育委員会宛てに周知したところで、下記のとおり【更新版（見え消し）】の提供がありました。この修正により、小中学生に対しての使用が「すぐに帰宅することが困難な場合や地域の実情により直ちには医療機関を受診できない場合に限るなど、補完的な対応として、小学4年生以上の児童生徒が検査キットを使用することは考えられます」というように、キットの使用はより限定されたものになったとのことです。

つきましては、会務ご多忙の折誠に恐縮ですが、高覧のうえ、貴会学校薬剤師をはじめとする関係者にご案内賜りますようお願い申し上げます。

記

送付資料：

○事務連絡（令和3年9月2日付 初等中等教育局健康教育・食育課）
幼稚園、小中学校、高等学校等における抗原簡易キットの追加配布について

【別紙】

1. 幼稚園等における抗原簡易キットの活用の手引き
 2. 【更新版（見え消し）】小学校及び中学校等における抗原簡易キットの活用の手引き
 3. 【更新版（見え消し）】児童生徒が使用する際の留意事項
 4. 高校等における抗原簡易キットの活用の手引き
- ※別紙1～3は文部科学省ホームページに掲載されています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00140.html

以上